

3. 業務（法第10条第1項）

- (1) 安全管理者、衛生管理者の指揮
- (2) 建設業等における救護の措置に関する技術的事項を管理する者の指揮
- (3) 次の業務の統括管理
 - ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
 - ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
 - ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
 - ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
 - ⑤ ①から④のほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの

- * ⑤の厚生労働省令で定める業務とは、(1) 安全衛生に関する方針の表明に関すること、(2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること、(3) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関することである(則第3条の2)。

4. 行政上の措置（法第10条第3項）

都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

5. 資格（法第10条第2項）

総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。

- * 「事業の実施を統括管理する者」とは、工場長、作業所長等名称の如何を問わず、当該事業場における事業の実施について実質的に統括管理する権限及び責任を有する者をいう（昭和47.9.18基発602号）。
- * 総括安全衛生管理者は、特別の資格、免許又は経験は不要である。

6. 選任期限・報告（則第2条）

事業者は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく、選任報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなければならない。